

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	高校生修学支援基金(高等学校等授業料減免事業等支援臨時特例交付金)の延長		担当部局庁	高等教育局私学部	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成21年度～平成23年度		担当課室	私学助成課 高校教育改革PT	私学助成課長 森田正信 主任視学官 袖山禎之	
会計区分	一般会計		施策名	VI-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	高校生修学支援基金を活用し、経済的理由により修学が困難となった高等学校等生徒の教育機会の確保に資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県が行う経済的理由により就学困難な高等学校等生徒に対する授業料等減免事業や奨学金事業について、既に都道府県に設置されている「高校生修学支援基金」により支援する。 また、当該基金は、平成21年度第1次補正予算により造成され、今年度末で解散することになっていたものであるが、依然として経済状況は好転せず、また好転の見込みもたないことから、3ヵ年(26年度まで)延長する。					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	-	-	18,947	18,947	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標	単位	23年度活動見込
	本事業は、経済的に就学困難となった者への修学支援事業であり、平成20年度からの対象者増加分全てを支援する制度であることから、国が一定の目標を設定することには馴染まない。			活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の裏面に係る見込み</small> 当該交付金の交付都道府県数	都道府県	(47) 47
単位当たりコスト	(21年度第一次補正 1,033百万円/都道府県) 403百万円/都道府県		算出根拠	(23年度第一次補正予算額48,570百万円/47都道府県) 18,947百万円(要求額)/47都道府県		

事業所管部局による点検

項目	内容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。	「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、奨学金や就学支援等の支援、奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援が示されており、本事業は、これらの趣旨に基づき実施するものであり、整合性はとれている。
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災地はもとより、被災地以外においても東日本大震災の間接・風評被害等により影響を受けており、就学困難な高等学校等生徒に対する支援の実施について強い要望を受けているところである。国としても経済的理由により高等学校等への就学を諦めることのないように継続的な支援を行っていく必要があるため、優先度の高い事業である。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	事業の実施主体である都道府県に設置した基金を活用することにより、各都道府県における事業の実施状況によって柔軟な執行が可能となることから効果的な事業である。 類似事業として「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」があるが、当該基金の対象とは明確に区分されている。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	支援の実施主体は都道府県であることから、就学困難な高等学校等生徒に対して必要な支援を的確に実施することが可能であり、効率的なものとなっている。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	国は、各都道府県の基金に必要な予算の交付を行い、実際の執行は、都道府県が行うこととしており、役割分担は明確である。なお、国は都道府県に対し実績報告を求め、事業の適正を確保している。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	本事業は、経済的理由により就学困難となった高等学校等生徒を対象としており、既存事業とは対象者が異なる。また、適宜都道府県に対し執行予定の提出を求めることにより、計画的な事業実施が可能である。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	各都道府県からの要望に基づき予算を措置したことから、事業の実施においては、各都道府県において迅速な執行が可能である。また、各都道府県は、事業の実施状況については、高校生修学支援基金事業実施要領(文部科学大臣裁定)に基づき、毎年度実績報告書を文部科学大臣に提出する必要があり、当該実績報告書により各都道府県の事業の適正を確保する。更に、平成21年6月19日開催の第66回補助金等適正化中央連絡会議幹事会における財務省主計局からの申し入れに基づき、文部科学省及び各都道府県のホームページにおいて、半期毎の執行状況を公表する。